

近 畿 風 景 街 道 協 議 会
資 料 配 布

配布日時	平成19年9月4日 14:00
------	--------------------

件 名	「風景街道」の登録申請の受付を開始します！
-----	------------------------------

概 要	平成19年9月10日（月）から「風景街道」の登録申請の受付を開始します。 風景街道は、パートナーシップ（地域の住民・NPO・企業・自治体等と道路管理者で組織）により推進されますが、「近畿風景街道協議会」（8月29日設立）の設置要綱に基づき、各風景街道は、活動内容等を協議会が確認し「風景街道」として登録する必要があります。 （参考） 日本風景街道は、道路やその周辺地域にある地域の魅力・美しさを発見・創出し、美しい国土景観を形成し、地域の活性化、観光振興に寄与するものです。
-----	--

取 り 扱 い	テレビ・ラジオ： _____
	新 聞： _____

配 布 場 所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 福井県政記者クラブ 滋賀県政記者クラブ 京都府政記者室 大阪府政記者クラブ 兵庫県政記者クラブ 奈良県政記者クラブ 和歌山県政記者クラブ 京都市政記者クラブ 大阪市政記者クラブ 堺市政記者クラブ 神戸市政記者クラブ 関西レジャー記者クラブ
---------	--

問 い 合 わ せ 先	「近畿風景街道協議会」事務局 道路部 計画調整課 課長 田中 貢 電話：06-6942-1141（内線 4311） 06-6947-7440（夜間）
-------------	---

「風景街道」の登録申請について

平成19年9月10日（月）から「風景街道」の登録申請の受付を開始します。

「風景街道」の登録申請にあたっては、風景街道パートナーシップが申請主体となり、『「風景街道」登録のための応募要領』（以下、応募要領）に基づき、申請して頂くことになります。

登録申請については9月10日以降、随時受け付けます。詳しくは下記ホームページにて掲載していますので参照して下さい。

URL ; <http://ww.kkr.mlit.go.jp/road/kaidou/index.html>

※風景街道パートナーシップ

風景街道の活動を実施する組織であり、地域住民、NPO、町内会、自治会、企業、大学関係者などの「活動に応じて必要な組織」と「道路管理者」で構成される組織のこと

1. 申請主体 : 風景街道パートナーシップ

2. 登録条件

- ①風景街道パートナーシップが組織されていること
- ②風景街道の地域資源のうち、いずれか1つ以上の資源を有していること
- ③風景街道パートナーシップが風景街道の理念に賛同し、それに合致した活動を継続的に実施していること
- ④中心となる「道路」が存在していること
- ⑤申請している風景街道の全区間又は一部区間が福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかに位置していること

3. 申請先 : 近畿風景街道協議会事務局宛に郵送

近畿風景街道協議会 事務局

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 計画調整課

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館7F

「風景街道」登録のための応募要領

1. はじめに

近年、我が国では、市民意識の高まり、価値観の多様化等により、道を舞台としたイベントや地域振興等の取り組みや、地域住民が身近な道路を美しく、地域にあった管理を行うといった地域活動が活発化する等、従来行政が担ってきた範囲にとどまらない「公」の役割を、地域住民、NPO、企業等が担うといった動きが全国各地で広がっています。また、これまで人や物資の移動のために使われてきた道路から、美しい風景の中でゆったりと走れる道路への転換を求める等、道に対するニーズも多様化しています。

これらの動きを受け、平成17年12月、奥田碩日本経団連会長（現日本経団連名誉会長）をはじめ、我が国を代表する有識者の方々からなる日本風景街道戦略会議が設立され、会議の委員の方々による度重なる議論、全国40箇所へのぼる地域への視察を通じて、平成19年4月に「日本風景街道の実現に向けて」が国土交通大臣に提言されました。

国土交通省では、本提言を受け、全国各地の道を舞台とした様々な活動に対してできる限り門戸を広げることにより、多種多様な風景街道を実現し、また日本風景街道を国民的な運動として全国に展開することを目的に、平成19年9月10日（月）より「風景街道」を公募することとしました。

2. 日本風景街道のねらい

日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与することを目指しています。

3. 申請主体

道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とし、地域の資源を活かした多様で質の高い風景の形成等に係わる活動を実施する全ての団体が参加可能です。

ただし、日本風景街道に登録をするためには、「風景街道パートナーシップ」※が申請主体となる必要があります。

※ 「風景街道パートナーシップ」とは

風景街道毎に設置され、活動を実施する組織であり、地域住民、NPO、町内会・自治会、企業、大学関係者、警察、市町村などの地方公共団体等の「活動に応じて必要な組織」と「道路の管理者」で構成される組織のことです。

なお、「道路の管理者」には、「中心となる道路」の道路管理者が構成員として必要です。

注) 「中心となる道路」とは、風景街道の骨格をなす道路であり、必ずしも道路法上の道路である必要はありません。ただし、「中心となる道路」が道路法上の道路でない場合、「風景街道パートナーシップ」を構成する「道路の管理者」は交差する道路の道路管理者となります。

4. 登録条件

風景街道を近畿風景街道協議会に登録するためには以下に示す条件を満たす必要があります。

① 風景街道パートナーシップが組織されていること

注) 暴力団その他の反社会的活動を行う団体は除外すること

② 日本風景街道の地域資源(参考1に示す)のうちいずれか一つ以上の資源を申請している「風景街道」に有していること

③ 風景街道パートナーシップが日本風景街道の理念に賛同し、それらに合致した活動を継続的に実施していること

注) 特定の政治的及び宗教的信条にもとづく活動を行わないこと

④ 申請している「風景街道」に「中心となる道路」が存在していること

⑤ 申請している「風景街道」の全区間または一部区間が、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかに位置していること

5. 申請先及び問い合わせ先

申請は、申請書類1部を下記申請先に郵送にてご提出下さい。

また、風景街道の登録申請に関する問い合わせ、日本風景街道に係わる活動に関する問い合わせにつきましても、下記に電話・FAX・E-mail でお問い合わせ下さい。

近畿風景街道協議会 事務局

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 計画調整課

住所 : 〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館7F

TEL : 06-6947-7440 (直通)

FAX : 06-6947-7440

E-mail : keityou@kkr.mlit.go.jp

お問い合わせ受付時間: 平日 10:00~17:00

6. 申請書類

(1) 登録申請書

添付資料の別表1に従い、下記内容について記入して下さい。この他、添付資料があれば併せて提出してください。なお、別表1に収まらない場合は、各項目の欄を自由に拡げて構いません。

① 風景街道の名称

② 中心となる道路の名称及び道路管理者

中心となる道路が道路法上の道路でない場合は、中心となる道路と交差する道路の道路管理者でも可

③ 風景街道の範囲

風景街道として登録するエリアを示し、中心となる道路が明記された図面を添付

④ 風景街道内の地域資源

風景街道として登録するエリア内に点在する地域資源の概要や特徴等を記載

⑤風景街道パートナーシップの名称

⑥代表者名

⑦代表者所属組織名

代表者の所属組織名と部署名を記載

⑧代表者連絡先

代表者連絡先には、電話番号、FAX番号、E-mail アドレスを記載

⑨事務局担当者名

⑩事務局の所在地

⑪事務局連絡先

事務局連絡先には、電話番号、FAX番号、E-mail アドレスを記載

⑫風景街道パートナーシップを構成する組織

風景街道パートナーシップ参加する活動団体や個人、道路管理者を記載

⑬活動目的及び活動内容

活動目的は、風景街道の活動を通じ、目指すべき目標像や方向性等記載

活動内容は、申請した風景街道に対して、風景街道パートナーシップが実施したいと考える活動内容を記載

7. 結果の通知

風景街道の登録申請結果は、登録条件を満たしているかどうかを確認したうえで、風景街道パートナーシップに登録の可否を通知します。

8. 登録の取消し

近畿風景街道協議会は、登録後、登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を該当する風景街道パートナーシップに対し通知し、その後も満たされない場合には、登録を取り消すことができます。

9. 登録内容の変更

風景街道パートナーシップは、登録後、登録申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく、変更内容を別表1に記載の上、近畿風景街道協議会に届ける必要があります。

10. 活動報告

風景街道パートナーシップは、毎年4月30日までに、以下に示す内容について別表2に記載の上、近畿風景街道協議会に報告して下さい。

①前年度の活動実績

②活動を推進する上での課題 等

11. その他

日本風景街道に関する情報は下記ホームページで閲覧できます。

【日本風景街道HP】 URL: <http://www.hido.or.jp/fukeikaidou/>

【近畿風景街道協議会HP】 URL: <http://www.kkr.mlit.go.jp/road/index.html>

■地域資源（例）

1) 景観資源

街並み・沿道景観を形成する資源、人工物（橋梁、堰等）、ランドマーク、夜景、水辺、港、棚田、田畑 等

2) 自然資源

世界遺産、ラムサール条約、国立・国定公園、自然公園、花鳥風月、森、地質、生物固有種、気候、山岳、海岸海洋、川、池・湖、動植物、渓谷、森、雪、滝、岩石、砂丘、峠、山道 等

3) 歴史資源

街道史（旧道・古道）、歴史的人物、寺社仏閣、遺跡・史跡、老舗、歴史的建築物、記念碑、宿場町、産業遺産、伝統的建造物群保存地区 等

4) 文化資源

世界遺産、重要文化財、登録有形文化財、民話、伝統芸能、祭り・行事、文化人、芸術、食文化、異国文化、精神文化、闘牛 等

5) 体験・交流資源

レクリエーション施設、体験・交流施設（体験農場等） 等

6) 施設・情報資源

道の駅、宿泊施設・休憩施設、温泉、市場、屋台、商店街、地場産業、特産品、交通結節点、高速道路、情報提供施設等、展覧会、地域とのアクセス手段（鉄道、路面電車、バス、新幹線、船舶等）、エリア内を巡る手段（レンタカー、バス、バイク、自転車、徒歩、船舶等） 等

<添付資料>

「風景街道」登録申請書

「風景街道」活動報告書

(別表1)

登録申請書 ・ 登録事項等変更届

平成 年 月 日

近畿風景街道協議会 会長殿

申請者名：(風景街道パートナーシップの代表者名)

下記のとおり、「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」に基づき、
関係資料を添えて 登録を申請・変更の届出 をします。

登録番号※1	近畿一第 号	登録年月日	年 月 日
風景街道の名称			
中心となる道路の名称 及び道路管理者	名 称 [] 道路管理者 []		
風景街道の範囲※2			
風景街道内の地域資源			
風景街道パートナーシップの名称			
代表者氏名			
代表者所属組織名	所属組織名 [] 部 署 名 []		
代表者連絡先	TEL: FAX: E-mail:		
事務局担当者名			
事務局の所在地			
事務局連絡先	TEL: FAX: E-mail:		
風景街道パートナーシップを 構成する組織※3	[道路管理者以外の組織及び個人]	[道路管理者]	
活動目的及び活動内容			

※1 この欄には、登録申請書の場合には記入しないこと。

※2 この欄に関連して、図面を添付すること。

※3 この欄には構成する組織名及び担当部署、代表者名を記入すること。

(別表2)

「風景街道」活動報告書

平成 年 月 日

近畿風景街道協議会 会長殿

申請者名：(風景街道パートナーシップの代表者名)

下記のとおり、「風景街道登録のための応募要領」10. 活動報告に基づき、前年度の「風景街道」の活動について報告します。

風景街道の名称 (登録番号※1)	(近畿一第 号)
風景街道パートナーシップの名称	
代表者氏名	
代表者所属組織名	所属組織名 [] 部 署 名 []
代表者連絡先	TEL: FAX: E-mail:
前年度活動実績	※写真、新聞切り抜き、作成したパンフ等があれば、適宜添付願います。
活動を推進する上での 課題	
その他	

※毎年4月30日までに、近畿風景街道協議会事務局宛て、郵送にてご提出ください。